

## 北見市地域おこし協力隊（犬猫愛護推進員） 募集要項

北見市は、平成 18 年に 1 市 3 町が合併して誕生した人口約 12 万人の都市で、北海道の東部に位置し、オホーツク海沿岸地域の中核都市の役割を担っています。

一方で、近年の少子高齢化の進展を背景に、独居高齢者の病気等、様々な理由から犬猫の飼育継続が困難となる事案が増加し、不適正な飼育による無駄吠えやフン害などによる生活環境の悪化などといった犬猫に関する困りことが課題となっています。そこで、犬猫愛護の担い手として、適正飼育に関する啓発活動や預かりボランティアの発掘や育成などの活動を行う地域おこし協力隊（犬猫愛護推進員）を募集いたします。



### 1. 募集人員

北見市地域おこし協力隊（犬猫愛護推進員） 2名

### 2. 活動地域

北見市内

### 3. 活動の内容

本庁市民環境部環境課に所属し、「犬猫愛護推進員」として、次のような活動を行っていただきます。

- (1) 犬猫の適正飼育を呼びかける活動に関する企画・立案
- (2) SNS等を活用した犬猫の適正飼育に関する普及啓発
- (3) 犬猫の飼育に関する困りごと相談
- (4) 地域の様々な主体と連携して預かりボランティアの発掘、育成
- (5) その他、犬猫の愛護に関する活動



令和2年6月、市内で亡くなった独居高齢者宅から保護した犬

### 4. 応募条件

次のすべての条件を満たす方とします。

- (1) 申込時点に次に掲げる地域に住所を有する方
    - ア 三大都市圏内の都市地域、政令都市に住所を有する方
    - イ 三大都市圏内の一部条件不利地域、もしくは政令都市で一部条件不利地域のうち、「条件不利区域」以外に住所を有する方
    - ウ 三大都市圏外の政令都市に住所を有する方
    - エ 三大都市圏外の政令都市で一部条件不利地域のうち、「条件不利区域」以外に住所を有する方
- ※現住所が該当するか不明な際はお問い合わせください。
- (2) 採用後に本市へ住所を移動させ、定住することができる方

- (3) 普通自動車免許を取得しており、日常的な運転に支障のない方
- (4) 犬猫の愛護活動に関心があり、積極的にコミュニケーションをとっていただける方
- (5) NPO法人での活動や地域活動に関心のある方
- (6) パソコンの一般的な操作（ワード、エクセル等）やSNS（Facebook、ブログ等）を活用した情報発信ができる方
- (7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方

## 5. 任用形態

隊員は、会計年度任用職員として任用します。

## 6. 任用期間

任用期間は令和3年6月1日（予定）から、令和4年3月31日までとなります。

（おおむね1年ごとに更新し、最長で令和6年3月31日まで延長）

## 7. 勤務日及び勤務時間

- (1) 勤務日 月曜日～金曜日の週5日間
- (2) 休日 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
- (3) 勤務時間 8時45分～17時30分のうち、指定する時間（1週37.5時間勤務）  
※活動内容によって、勤務日、勤務時間が変更となる場合があります。

## 8. 報酬（令和3年4月1日時点）

月額 166,161円（社会保険等の自己負担分含む）

※その他、通勤手当・期末手当・時間外勤務手当が支給されます。

- ・通勤手当～通勤手段及び通勤距離に応じて支給
- ・期末手当～6月：月額報酬額に1.275を乗じて得た額を支給  
12月：月額報酬額に1.275を乗じて得た額を支給  
（ただし、採用の初年度や月によって変更あり）

## 9. 待遇及び福利厚生等

- (1) 社会保険等に参加します。（健康保険、年金保険、雇用保険）
- (2) 活動に必要なとなるパソコン等の機器については、市が貸与いたします。
- (3) 活動に必要なとなる車両については、市が用意いたします。
- (4) 北見市に至るまでの交通費、または引っ越し費用については自己負担となります。
- (5) 定住に向けて必要となる研修・資格取得等に要する経費については市が負担できる場合があります。
- (6) その他、活動に必要なとなるものは市が予算の範囲内において用意いたします。
- (7) 休暇日で業務に支障がなければ、兼業を認める場合があります。（届出が必要です。）

## 10. 申込手続き

### (1) 申込受付期間

**令和3年3月25日(木)～令和3年4月23日(金)まで<必着>**

### (2) 提出書類

◇北見市地域おこし協力隊(犬猫愛護推進員)申込書

※北見市のHPよりダウンロードし、印刷していただくか、下記のお問い合わせ先へご連絡いただければ郵送いたします。

◇住民票の抄本(申込時点のもの)

◇普通自動車運転免許証の写し(両面)

### (3) 申込方法

北見市地域おこし協力隊(犬猫愛護推進員)申込書に必要事項を記入し、封書には「北見市地域おこし協力隊(犬猫愛護推進員)申込書在中」と明記し、申込・お問い合わせ先①まで郵送、もしくは持参してください。なお、提出された書類は返却いたしません。

### (4) 申込・お問い合わせ先「受付時間：月曜日～金曜日の8時45分～17時30分(祝日除く)」

#### ① 募集内容・活動内容に関することについて

〒090-8501 北海道北見市大通西3丁目1番地1 北見市役所3階

北見市市民環境部環境課

TEL：0157-25-1131

FAX：0157-25-1215

E-mail：kankyo@city.kitami.lg.jp

担当：西川、前川

#### ② 北見市における地域おこし協力隊制度について

〒090-8501 北海道北見市大通西3丁目1番地1 北見市役所4階

北見市企画財政部企画政策課

TEL：0157-25-1103

FAX：0157-24-1101

E-mail：kikaku@city.kitami.lg.jp

## 11. 選考方法

### (1) 第一次選考

申込書をもとに書類選考し、4月末を目途に選考結果を応募者全員に通知いたします。

### (2) 第二次選考

第一次選考合格者を対象に面接を行います。詳細は第一次選考結果を通知する際にお知らせいたします。

会場は東京都、札幌市、北見市のいずれかを予定しています。(オンラインによる面接も検討しております。)

### (3) 最終選考結果の通知

面接の全日程終了後、1週間以内に、対象者全員に通知いたします。

#### (4) その他

申込にかかる費用（書類申請、面接に伴う交通費等）は全て応募者の自己負担となります。

#### 12. その他

- (1) 北見市への転入手続きは、必ず採用決定後に行ってください。それ以前に住所を移動させると応募対象者でなくなり、採用の取消となることがあります。
- (2) 日常生活や通勤手段として、自家用車の持ち込みをお勧めします。
- (3) 選考の経過や結果についてのお問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。
- (4) 提出された個人情報については本公募のみに使用し、その他の目的に使用しません。
- (5) 応募人数の多少にかかわらず、採用しない場合もあります。
- (6) 「7. 勤務日及び勤務時間」、「8. 報酬」、「9. 待遇及び福利厚生等」の詳細については、法令の改正等により、変更となる場合があります。
- (7) その他不明な点は申込・お問い合わせ先までお問い合わせください。